

エネクス・インフラ投資法人 グリーンエクイティの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、エネクス・インフラ投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）が発行する投資法人によるグローバルオフリングとして本邦初のグリーンエクイティ（以下、「本グリーンエクイティ」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、本グリーンエクイティ発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」^{※1}、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」^{※2}、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2020」^{※3}、並びに「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」^{※4}で定められる4つの核となる要素（1.調達資金の用途、2.プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3.調達資金の管理、4.レポーティング）を参照したグリーンファイナンス・フレームワーク（以下、「本グリーンファイナンス・フレームワーク」といいます。）を策定し、その適格性について株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」といいます。）から「JCR グリーン評価」^{※5}の最上位評価である「Green1（F）」のグリーン評価（格付）および DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より「セカンド・パーティ・オピニオン」を取得しています。かかる評価を取得したフレームワークに則り発行される投資口は、投資法人によるグローバルオフリングとして本邦初のグリーン評価（格付）および「セカンド・パーティ・オピニオン」を取得したエクイティファイナンスとなります。

本グリーンエクイティ発行で調達された資金は、本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産である太陽光発電設備等の取得資金の一部に充当しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における SDGs 債の専門的な情報収集、お客さまの SDGs 債ストラクチャリングを支援するため、2017 年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後 2019 年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative^{※6} とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの SDGs に貢献するファイナンスを支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

本グリーンエクイティの引受けにおいても、当社のグリーンファイナンスおよび SDGs ファイナンスに関する知見を活用し、グリーンエクイティ発行の企画・立案並びにグリーンファイナンス・フレームワークの策定の助言を行い、本投資法人の

本グリーンエクイティの発行をサポートさせて頂きました。

当社は、本邦の上場インフラファンド市場での引受けにおいて、トップティアの取引シェアを確保しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、グリーンエクイティをはじめとするSDGsに貢献するファイナンスの引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

- ※1 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドライン。
- ※3 ローン市場協会（LMA）およびアジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドライン。
- ※4 グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドライン。
- ※5 ICMAが作成したグリーンボンド原則および環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2020年版を受けたグリーン適格性に対するJCRによる第三者評価。
- ※6 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。